

オンライン面談事業におけるWEB会議サービス運用ポリシー

1. 目的

船橋市地域保健課及び各保健センター（市内4か所：中央・東部・西部・北部）においてオンライン面談事業を実施する際の、WEB会議サービスの利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) オンライン面談事業 地域保健課及び各保健センターが、妊娠届出を代理人申請で行った方や、妊娠後期アンケート等にて、オンライン面談の希望があった方を対象として、WEB会議サービスを利用して実施する面談事業。
- (2) WEB会議サービス クラウド型ビデオ会議サービス
- (3) 利用者 オンライン面談事業におけるWEB会議サービスを利用するすべての者
- (4) 参加者 利用者のうち、オンライン面談に申込み、参加する妊婦や乳幼児の保護者等
- (5) インターネット回線 利用者が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービス

3. 運用主体

オンライン面談事業を実施する際のWEB会議サービスの運用主体は、船橋市（地域保健課）とする。

4. 必要な環境

- (1) WEB会議サービスの利用で必要となるインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末（パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等）及び同端末で使用するWEBカメラ、マイク、スピーカー等の環境を準備し、利用者負担とする。
- (2) 利用者は、必要に応じて使用する端末にWEB会議サービスのソフトウェアをあらかじめインストールする。
- (3) 参加にあたっては、参加者が準備したインターネット回線及び環境に不具合があった場合、オンライン面談事業に参加できないことをあらかじめ承諾するものとする。
- (4) 利用者は、利用する端末のOSを最新のバージョンを維持し、必要に応じてウイルス対策ソフトも最新化を図るものとする。

5. ID等の管理

- (1) 利用者は、WEB会議サービスの提供者が定める規約等を遵守し、WEB会議サービスの利用に係るID及びパスワード（以下「ID等」という。）を、オンライン面談事業に参加しない第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない。
- (2) ID等の管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の不正使用等による損害の責任は、その一切を利用者（参加者）が負うものとする。
- (3) 利用者がID等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者にWEB会議サービスの不正利用、又はWEB会議サービス用システムへ不正アクセスされていること

を知ったときには、直ちに船橋市地域保健課にその旨を連絡するとともに、船橋市地域保健課から指示ある場合は、これに従うものとする。

6. 禁止事項

利用者は、次に規定する事項を行ってはならない。これらに違反した場合、船橋市は、利用者をオンライン面談事業から強制退去とすることや、以後の参加を断ることがある。

なお、利用者の違反行為による損害の責任は、その一切を利用者が負うものとする。

- (1) 有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
- (2) 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (3) 第三者を誹謗もしくは中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
- (4) オンライン面談事業の映像、写真、音声をSNSなどに投稿する行為
- (5) 第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為
- (6) 事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
- (7) 公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を、他人に公開する行為
- (8) WEB会議サービスの利用に不要な個人情報を他人に公開する行為
- (9) その他法令に違反する行為
- (10) WEB会議サービスの提供者が定める規約等に違反する行為

7. 免責事項

(1) 船橋市は、オンライン面談事業におけるWEB会議サービスの利用に関して、利用者が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。

(2) 船橋市は、利用者がオンライン面談事業におけるWEB会議サービスの利用によって、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。

8. 個人情報の取扱い

船橋市は、オンライン面談事業におけるWEB会議サービスの運用に係る個人情報について、船橋市個人情報保護条例（平成17年条例第6号）に基づき、適正な取り扱いに努める。

9. その他

このポリシーに定めるもののほか、オンライン面談事業におけるWEB会議サービスの利用に関し必要な事項は、船橋市地域保健課にて協議し、決定するものとする。